

**あいち生物多様性戦略2020(中間とりまとめ案)・
自然環境の保全と再生のガイドライン(中間とりまとめ案)
に対する意見の内容と県の考え方**

あいち生物多様性戦略2020(中間とりまとめ案)について

通番	意見の内容	県の考え方
全体について(9件)		
1	「生物多様性とは何か？」について資料編で述べられているが、本書の冒頭で明記するのが適切である。生物多様性を保全するための基本となる生物多様性の定義を最初に記述しておくべきである。	本県では、本県の理念・目標を冒頭に記載することで、本県の考えを理解していただきやすくしています。
2	生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づいて策定される。本書には、策定根拠の記述が見当たらない。法律に基づく戦略であることを冒頭、述べるとよい。	「第1章 2.目標」に本戦略の位置づけを追加しました。 【本文修正】
3	近隣県との調整の仕組みが記述されていない。生態系ネットワークの記述は評価できるが、日本の生物多様性を保全するためには、広域連携の考え方が不可欠である。静岡県、長野県、岐阜県および三重県との広域連携の仕組みを記述すべき。	「第3章 E-3.総合的、取組の促進」に、隣接県との連携促進について記載しています。また、第4章の地域区分図においても、隣接する県との連携を意図し、地域の範囲を点線で示しています。
4	タイトルの「戦略」という用語がどうしても引っ掛かる。「戦略」という名称を使うことで、取組への強い気持ちを表しているものと思うが、生物多様性、環境保全、自然環境など、「環境」に関する文書には、「戦略」は用語としてそぐわないものとする。「保全計画」、「指針」等、シンプルなものでよいと考える。	生物多様性基本法をはじめ、「戦略」という用語が一般的に用いられていることから、この名称としました。
5	地域戦略として県で取り組むという意味か、各市町村内の各地区で取り組むということなのかかわかりにくい。	本戦略は県が中心となって、県民・事業者・NPO・市町村などの多様な主体のコラボレーション(協働)によって進めていきます。
6	工場立地法の地域準則を制定した場合の大規模行為届出制度における緑地率の緩和については、企業立地に関する地域間競争が激化する中、県内への優良企業の誘致に大変有効であるとする。なお、同制度の緩和については、各市町村が緩和した緑地率と同率として、緑地の基準(緑地の質ポイント)についても、企業が取り組みやすい、負担の少ないものとするよう、お願いしたい。	いただいたご意見は、行動計画のA-2.さまざまな場所での生物の生息生育空間の保全と再生の記述に包含されています。なお、県では湿地の保全について、「湿地・湿原生態系保全の考え方」(平成19年3月、愛知県)を発行し、県民への周知に努めています。
7	生物多様性、という言葉自体は何となく知ってはいるけど、実際に自分たちの住む場所でその意味する物が何なのか、残念なことに多くの県民には知られてはいないと思われる。その中で今回の計画の戦略がどれくらい本当の環境保護に繋がるのか、心配される面も残っている。	地域ごとにその地域ならではの自然を体験し、生物多様性について理解していただく「生物多様性セミナー」を開催しています。このような事業を通じて生物多様性の主流化に努めていきます。
8	「ものづくり愛知」がまだ全面に出ている感が拭えないが、ここからもう少し脱して「未来のための本当の豊かさ」と環境」が各地域にどう具現化できるのかを踏み込める戦略になって欲しい。	「ものづくり愛知」という特性を生かして生物多様性を保全し、経済と生物多様性の保全が調和した愛知県にしていくことを目指しています。

通番	意見の内容	県の考え方
9	<p>1. 愛知県版TEEBの必要性 愛知目標に鑑み、県の自然資本の減少を止めて増やす戦略として 「A. 生態系ネットワークの形成」に重点を置くアプローチは評価できる。ただし、(今回の戦略には間に合わないかもしれないが、) 県民や事業者がどのような生態系サービスを県内の森林、河川、都市緑地等から享受しているかを、環境経済学的手法によって見える化した数値が必要と考える。 その上で、県民や事業者が、県外、国外の生態系サービスにどれくらい依存しているかも明らかにし、収支がどれくらい赤字となっているかを示し、どこまで県内の自然資本でまかなうかを示す必要があると考える。 そうすることによって「B. 経済と生物多様性の調和」の行動計画の正当性がより高まり、資源動員を促進する説明が理解されやすくなる。</p>	<p>生態系サービスの経済的価値への換算については、今後の技術の進歩を注視していきます。</p>
第1章 理念と目標(15件)		
1.理念		
10	<p>瀬戸のホフマン工事を紹介し、里山の再生が図られたとしているが、その再生された自然豊かな森(県有林)での鉱山開発を県が許し、愛知万博中に着工、不可逆的な破壊が進み、埋め戻しも進んでいない現状こそを素直に認識・反省するところから取り組みを始めるべき。</p>	<p>「第2章 2.あいちの生物多様性の危機」で、これまでの開発等による自然の減少を整理したうえで、それを改善していくための手段として、あいち方式を提案しています。</p>
11	<p>(愛知万博での) 先進的な取り組みは「回避」であったことを書くべきである。</p>	<p>愛知万博におけるミティゲーションの取り組みは、回避・最小化・代償にわたり、いずれも先進的であったと考え、その旨記載したものです。</p>
3.本県独自の取組 ～あいち方式～		
12	<p>「あいちミティゲーション」は、生物多様性オフセットの考え方を取り入れていると思われるが、日本には、生物多様性オフセットはなじまない。日本のような島嶼国は、生きものがひしめき合って生息しており、地域で固有の変異性を持っており、安易にオフセットできる環境は限りなく少ないと考える。</p>	<p>あいちミティゲーションは、開発などによる自然への影響を、回避、最小化し、それでも残る影響の代償を促進するものであり、オフセットの仕組みではなく、自然の(質を鑑みた)総量の損失の抑止を目指す仕組みです。2年間の試行期間を通じて、効果の検証、課題の整理及び必要な改善を行い、本格運用につなげてまいります。</p>
13	<p>あいちミティゲーションについて、「代償できる土地があれば開発してもよい。」という免罪符に使いそうな気がする。実際には生き物の生息地をつぶした場合、特に希少種は、代替地を造っても生き残ることは不可能に近いと思う。</p>	<p>あいちミティゲーションは、代償の前に回避・最小化を検討するものです。ご指摘のとおり、希少種の生息生育地については、特に回避・最小化を十分検討すべきであり、基本的に代償には馴染まないものと考えます。</p>
14	<p>ポテンシャルマップの指標種であるアカウミガメについては、とても象徴的なインパクトのある生き物だが、一般にはなかなか見られるものではないので、もっと馴染みのあるニホンイシガメも入れてほしい。</p>	<p>他の種類の追加については、今後、ポテンシャルマップの充実を図っていく中で、検討していきます。</p>
15	<p>ポテンシャルマップの指標種のアユ・ウナギについて、アユが川を上ってくることは、川の良し悪しを判断するものとしてわかりやすいし、一般的で良いと思う。ウナギについては、例えば〇〇川では川のテトラ一つにほぼ1匹の割合であるが、それを見るには電気ショックを使わないといけない。本当にいるかいないかが判断しにくい種である。</p>	<p>ウナギについては、稚魚が遡上できるかどうか(堰の有無)を判断して、生息適地を地図に示しています。実際に生息しているかは現地での確認が必要ですが、ご指摘のとおり生息の判断が難しいため、川の上流の連続性(ネットワーク)を検討する資料として活用していただきたいと考えています。</p>

通番	意見の内容	県の考え方
16	ポテンシャルマップについて、ポテンシャルがあるとされた地域外でも生息の可能性はあるので、このマップに当たらないからよしとしないよう、小規模開発でも基本的に環境調査をしたり地元の市町村や詳しい住民に聞き取りをするなどのことをどこまで浸透させることができるかが課題と考える。「生態系ネットワークチェックリスト」に、そのようなことが盛り込まれているが、強制力がない。ポテンシャルマップはあくまでも参考データであることと、チェックリストの実行を強調した方がよい。	ポテンシャルマップは多様な主体が目標を共有するためのツールであることを戦略の中に示しています。また、ポテンシャルマップの活用の手引きの中には、現地調査や聞き取りの重要性など、活用にあたっての留意点を明記しています。今後、生態系ネットワークチェックリストを多くの方に活用していただけるように、働きかけていきます。
17	ポテンシャルマップの充実・検証が不可欠である。そのためにも、県のHPで公開すべき。容易に入手できなければ普及しない。	「自然環境の保全と再生のガイドライン」に、ポテンシャルマップの内容や種類について、最新の情報をもとに、定期的に追加・更新することを追加しました。ポテンシャルマップはデータが大きく、県のWEBページに掲載できないため、電子記録媒体により提供しています。
18	「あいちミティゲーション」の導入について、代償措置を行えば開発してよいという運用にならないことを担保するしくみが不可欠。そのため、住民参加、情報公開、移植先の生物多様性への影響を慎重に評価するしくみ、事後調査等の厳格化が必要。	2年間の試行期間の中で検証していきます。
19	「あいちミティゲーション」において、生態系ネットワーク以外の場所の環境保全が軽視されないようにすべき。	2年間の試行期間の中で検証していきます。
20	「あいち方式」の一つとして「あいちミティゲーション」の取組が紹介されているが、この方式が一人歩きしてしまう恐れが生じないかと懸念する。ミティゲーションはどうしても開発が白紙に出来ない場合のみ取る方式であり、安易に行われる物ではあってはならないと考える。開発の免罪符に使われやすくなり、良い自然を作ることによって生態系の向上を図るとされているが、開発による面積そのものの縮小の補いは不可能な面も出てくると思われる。まずは地域の自然を知り、守ることが最上課題で、ミティゲーションは最悪な時の選択肢、という位置づけであって欲しい。	一般的にミティゲーションは、開発などによる自然への影響を、回避、最小化し、それでも残る影響の代償を促進することにより、自然の(質を鑑みた)総量の損失の抑止を目指す仕組みです。2年間の試行期間を通じて、効果の検証、課題の整理及び必要な改善を行い、本格運用につなげてまいります。
21	自然の評価手法について、現在環境省では、環境影響評価法の改正にともなって、計画段階での環境配慮について技術手法が審議されているのに、あえてなぜ急ぐのか。愛知だけ生物多様性はそれほど危機に瀕しているのか。	本県だけという訳ではなく、生物多様性の危機は喫緊の課題であると認識しております。本県では、COP10開催地元として、2020年の愛知目標の短期目標の実現に向け、先進的な独自の取組を進めていくこととしました。

通番	意見の内容	県の考え方
22	あいちミティゲーションなる言葉はあまりよくない。米国で使われ始めた言葉だが、米国ではノーネットロスである。「あいちー」はそこまで到底行かない。後世失笑を買うことになる。「あいち」をかぶせないほうが良いと思う。またこの中ではネットワーク化を狙うあまり代償ミティゲーションだけが主張されているように誤解される。	あいちミティゲーションは、回避・最小化・代償の取組を生態系ネットワークの形成につなげ、地域全体の自然の(質を鑑みた)総量の維持・向上を目指す、本県独自の取組であることから、「あいち」の名を冠しています。なお、あいちミティゲーションを含めたあいち方式の具体的な仕組みについては、第一歩として始めるものであり、まずは試行として進め、その成果を検証し、より良い仕組みへと改善してまいりたいと考えています。また、ミティゲーションにおいては、回避、最小化、代償の順に検討することが重要であり、その旨を戦略及びガイドラインに記載しています。
23	行政が開発事業者や土地所有者に入っているのは不自然、事業者・企業とすべき。行政は新しい公共での仲介役だろう。協議会の絵ではそうなっている。	行政は、公共事業などの開発事業者や公有地の土地所有者という面もあることから、開発事業者や土地所有者に入れています。
24	テンは指標種としてよいのか。	主に森林の連続性を示す指標種としています。
第2章 生物多様性の危機(3件)		
2.あいちの生物多様性の危機		
25	水辺が大事としているのに河川やため池の水辺について現状が報告されていない。	河川の状況については、資料編に多自然川づくりや水辺林の形成について記載しています。ため池については、コラムで現状を記載しました。
3.生物多様性の危機と暮らしや産業の危機		
26	「人と獣のすみ分けが失われ、獣害が増加する」について、言葉の定義があいまいである。人は獣や生きものではないのか。第3章では、「野生鳥獣」「鳥獣」「有害鳥獣」などと表現している。なかなか良い表現はないかと思うが、現行法をもとにかっこ書きで「鳥獣」などと書いてどうか。	ここで主な対象としている野生生物は、哺乳類(イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ)なので、一般の方にわかりやすいように鳥獣ではなく獣としています。
27	新城の土地利用の変化明治の草地(黄色)は本当か。また、比較される現在の写真は不鮮明で説明になっていない。	明治時代の図は専門家からの聞き取りや文献、地図記号の判別から作成しました。比較しやすいよう現在の状況についても図化します。
第3章 行動計画(27件)		
1.行動計画の体系		
28	行動計画の中で愛知目標の3に対応するのは「あいちミティゲーションの導入」のみだが、あいちミティゲーションは、愛知目標3がいうところの「正の奨励措置」なのか。愛知目標3でいう「奨励措置」は、インセンティブではないのか。あいちミティゲーションはアセス的措置を任意で求めるにすぎないのではないのか。愛知目標3の達成のためには、「生物多様性に有害な奨励措置」となっている県アセス条例の対象事業規模が大きすぎることや、県の大規模行為届出制度や土地開発行為に関する指導要綱が公共性の高い事業を適用除外にしていることへの対処を行動計画とすべきである。県アセス条例対象事業規模の大幅引き下げ、県の大規模行為届出制度や土地開発行為に関する指導要綱の免除規定廃止を愛知目標3への対応として掲げるよう強く求める。	「行動計画の体系」においては、愛知目標3,4,5及び19に関連した行動計画として、「あいちミティゲーションの導入」から「環境影響評価制度の適切な運用」までの5項目を挙げています。生物多様性に関する正の奨励措置(インセンティブ)としては、例えば、定量評価手法の提供により、取組実施者が外部へのアピールをしやすくなり、保全・再生の取組の活発化につながる、などが考えられます。

通番	意見の内容	県の考え方
29	行動計画Bの「経済との調和」は言葉としては古い、佐藤栄作首相や中国の発想と同じ。むしろ企業のCSR活動との位置づけが良い。	今も「経済と生物多様性の調和」は、生物多様性の保全における主要な課題になっていると考えています。
30	愛知目標が強調併記されているがその中にある11や15の数値目標は愛知県の目標と考えてよいのか。全国に先駆けるつもりなら、これより高い目標を設定して欲しい。幸い現況調査はできているのだから。個々の目標から見て無理と思われるので併記すると誤解を受ける。	本県の数値目標は、第3章3に記載してあります。なお、第3章1(2)の行動計画の体系では、本県の行動計画が愛知目標のどれに対応しているのかわかりやすく表現するため、このような記載としてあります。
2.行動計画		
31	行動計画の責任主体を示したことは評価できる。ただし、「県」ではなく県のどの局・課なのかまで明示した方がよいと考える。	行動計画には、県が取り組む項目だけでなく、県民・事業者・NPO・市町村などに期待される役割も記載しています。これらとのバランスから、担当課までの表記ではなく、県と記載しています。
32	天然記念物指定の推進に数値目標がないのはなぜか。	天然記念物という性質上、数値目標を掲げるものではないため、設定しておりませんが、天然記念物にふさわしいものであれば積極的に指定をしていきます。
33	公園化などによる保全の推進について、県・市町村が公園などの公有地化による保全を推進することだが、財政難の市町村も多いので、県による助成措置をお願いしたい。公有地化の数値目標も設定すべき。	市町村が行う都市公園整備事業に対して補助金を交付する他、「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」により、市街地の既存樹木の買い取りに要する費用等に助成して都市の緑の保全、整備を支援しています。
34	留意と配慮はどう違うのか。土地改良法では「配慮」が使われている。	同じ意味で用いていますが、「留意」を「配慮」に統一しました。 【本文修正】
35	ゴルフ場も草地ビオトープまたは池ビオトープを。	ゴルフ場は事業者に含まれており、ビオトープの創出を促していきます。
36	河川の改修は旧来型で50%は終わっているので、多自然にリフォームする仕事もして欲しい。また市町村も事業者に加えたらいいか。	多自然川づくりが該当します。主体に、市町村を追加しました。 【本文修正】
37	水質が悪く環境基準を達成していて、とても生物が棲めない、親水性確保と言えない河川が多い。施策を書いてほしい。目標が低すぎる。	あいち水循環再生基本構想に基づく取組により、水質の向上を図ります。
38	46ページの2行目について、施策が2つあるのであれば適切な接続詞を。また、後半の施策は具体的ではない。	わかりやすくするため、2つに分けて記載してあります。
39	9協議会の設立は29年度までか32年度までかが不明。協議会が大規模開発の相談役になっているのでただちに組織すべき。市町村の戦略策定なども同様。	9協議会の設立は平成29年を目標年としています。協議会が立ち上がるまでは、県が調整役を行います。市町村の地域戦略については、平成32年までに県内の全市町村で策定されるように県は支援を行っていきます。

通番	意見の内容	県の考え方
40	現行県アセス条例は、対象事業規模が大きすぎてほとんどの事業が適用除外となり、愛知に残された希少な自然環境の保全のために機能していない。愛知目標3の「生物多様性に有害な奨励措置の廃止」を達成するため、県アセス条例の対象事業規模の大幅引き下げ実施を行動計画に掲げるよう強く求める。	愛知県環境影響評価条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業をその対象としています。規模については、環境影響評価法の第二種事業の下限を参考にしつつ、地域特性や環境の状況等を勘案して適正に定められおり、地域の環境保全に一定の成果を上げていると考えています。
41	行動計画として、「大規模行為届出制度の改正」が挙げられているが、開発時に確保する緑地の質を求める指導要領(内規)の改正と聞いた。更に、大規模行為届出制度を許可制度とし、手続の中で住民への情報公開、意見の聴取を行うようなくみにすることを強く求める。そのような手続を整備すれば、あいちミティゲーションの取り組みやチェックリストも公開する機会となり、住民が知り、意見を述べる機会も保障され、後の開発をめぐるトラブルを避けることにもつながる効果がある。また、現在の大規模行為届出制度は、公共性の強い事業(強制収用の対象となるような事業)は、届け出が免除されているため、多くの開発事業において、住民が知らないうちに開発が進んでいる。愛知県自身が県有林野事業として粘土や珪砂産出の鉱山開発を行い、また同様に県有林を地元事業者の組合に掘らせている鉱山開発は、明治以来の法律により強制収用まで可能とする強い鉱業権に基づく開発であり、愛知県の大規模行為届出制度も土地開発行為に関する指導要綱も適用除外となり、露天掘りによる大規模かつ不可逆的な開発であるにもかかわらず、愛知県のアセス条例による適用規模が大きすぎて環境アセスさえ実施されていない。粘土や珪砂を産出する地域は、希少な東海丘陵要素の生息地でもあり、残された生息地を大切に次代に引き継ぐ責務を私たちは果たさなくてはならない。	大規模行為届出制度は、自然環境の保全と緑化について、法で審査されない開発行為についても、条例に基づき独自の指導を行うものであり、全国でも同様の制度を持っている自治体は多くありません。なお、県有林(保安林)内での鉱山開発(土石の採掘)は森林法で審査されるため、大規模行為届出制度では指導していませんが、鉱山開発(土石の採取)については、除外区域以外であれば大規模行為届出対象となっています。
42	愛知県は、かつて遺伝子組換えイネの開発について県内外から強い反対の声を受け断念した経緯がある。この反省をも踏まえ、また、既に県内で遺伝子組換え植物の自生や交雑が確認されていることから、遺伝子組換え生物・作物を持ち込まない、つぐらない条例の制定を強く求める。	行動計画に掲げた「作物、家畜の遺伝子の多様性の維持」については、多様な品種及び系統を将来にわたって継承し、育種素材としての生物多様性の保全を図るためのものです。
43	生態系に配慮したアユ資源増大は説明する必要がある。多自然川づくりや水質にも言及して下さい。	生態系に配慮したアユ資源増大について説明を追加しました。多自然川づくりや水質については、行動計画のA-2に記載しています。
44	コイヘルペスの問題は沈静化している。むしろその害魚性が問題。外来種のところで愛知県の方針を述べるべき。ガイドラインだけでは弱い。	個別の種の対策については、移入種対策ハンドブックなどに記載しています。

通番	意見の内容	県の考え方
45	外来生物に関する記述は、もっと充実する。国は外来生物防除戦略をとりまとめる方針であるが、自治体も外来生物の防除について、計画的に根絶する方針を明記する。現在の記述では、具体性に欠ける。根絶を目指す種、封じ込めを行う種、水際規制を行う種等、種毎に対策を立てるのが妥当。また、定着の経緯を把握できる対策を検討する。更に国は、2013年に外来生物法の改正を考えており、改正内容を踏まえた対策を記述する。	本戦略に記載しているように、本県では「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種を公表し、対策を進めています。また、「外来種捕獲手法マニュアル」や「愛知県移入種対策ハンドブック」を策定し、県民への普及啓発に努めています。法の改正への対応については法改正に合わせて検討していきます。
46	絶滅のおそれのある種に関する取り組みについては、国が種の保存法の一部改正を検討していることから改正の内容を踏まえた書きぶりにする。また、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を策定中であり、この戦略を踏まえた取り組みを記述する。	法の改正への対応については法改正に合わせて検討していきます。
47	自然環境保全地域、生息地等保護区の指定箇所がH28年までにそれぞれ、3カ所、2カ所と少ないように思う。瀬戸市民の飲み水をたたえ、シデコブシ群落等生物多様性が残る馬ヶ城の森は県有林であり、市街地近郊に残る貴重な森である。このような県有地から積極的に指定・保全するよう強く求める。	過去の指定状況などを勘案して数値目標を設定しました。指定箇所については、専門家の指導・助言を得て、市町村や土地所有者などのご意見をふまえて検討していきます。
48	街路樹から外来種をなくす必要あり。55pの29行目では読み取れない。	行動計画 C-2外来種対策の強化に記載している内容で、在来種の利用を進めることを記載しています。
49	外来種対策について県だけでなく、市町村に責任はないのか。	県が実施する外来種対策を記載しましたが、市町村とも連携して実施していきます。
50	環境学習の推進に関する記述に、人材教育に関することが書かれているが、教育のみならず、人材育成に関して別途項目を立ててどのように人を育てていくか記述すべき。	「第3章 D-1.環境学習の推進」において、人材育成について項目を設けて説明しています。
51	自然関係の大人の人財育成を図る必要性があるが、特に子供のリーダー養成を行う必要もある。	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。
52	環境学習の取組について、県内の限られた機関でしか受けられず、県内の幅広い地域での環境学習は未だ不十分なままである。本来なら各校区毎に行われるのが望ましいが、それが行える行政やNPOなどの人材が圧倒的に不足していること、教育内容の質の問題があげられる。 学校での環境教育を、学校の管轄内やビオトープで任せられるのは限度があると思う。現カリキュラムの中に、その地域ならではの環境教育を取り入れる余裕がなく、ビオトープ管理面の継続問題が生じているのが現状である(その時適切に維持管理できる熱意ある教員が見えても、異動が生じ、知識や熱意が乏しい教員に変わるとコンクリートの池に変わってしまうなど)。 クラブ活動などの面で、環境教育にNPOや自然観察指導員が関わられるような取組が具体的に盛り込まれると良いと思う。	行動計画のD-1に、学校と事業者、NPO、行政などを結びつけるコーディネート機能の充実について記載しています。

通番	意見の内容	県の考え方
53	各市町村には、小規模ですが0～1箇所に(モロコ、テナガエビ、フナ、ヨシノボリ、ドジョウ等)の生息、生育場所がある。このような場所を見逃さないため、所在地のリストも必要と考える。	行動計画のD-2に、野生生物や自然環境に関する情報を収集し発信することを記載しています。
54	環境学習においても行政の中、自ら学ぶ精神を発揚して市町村の役割を多くしてはいかがか、また学者、研究者を活用すべき。	学校における環境教育の推進などの主体に市町村を記載しています。また、第5章 2. 各主体への展開において、研究者などの専門家に期待される役割として、環境学習活動における助言や指導をあげています。
第4章 地域への展開(4件)		
1.生態系ネットワーク協議会の設置		
55	生物多様性が流域、水に支配されるなら、流域単位で組織すべき。	事業の推進を考慮して、自然面だけでなく、社会面なども考慮して地域を区分しています。
56	組織構成員に事業者が入っていない。権限はどうするのか。自然再生法でも苦勞している。メンバーを見ると、偏っている。お飾りにならないよう留意して欲しい。	協議会に事業者に入っていたことは重要だと考え、組織構成団体に事業者も入っています。
2.地域の生態系ネットワーク協議会への提案		
57	「丘陵地から流下する矢田川、天白川をはじめとする河川には、ホトケドジョウやメダカなどが生息しています」は、矢田川、天白川本流に生息しているかのよう読み取ってしまうので上流域、支流などと記述すべき。	上流域の記述を追加しました。 【本文修正】
58	「本県全体では希少な生物であっても、この地域では普通に見ることのできる生物(例えば、ホトケドジョウ、ヒメタイコウチ)が複数生息しています」とあるが、さすがに「普通に」見ることができると多く生息しているわけではないので、普通に見られる生物だから配慮しなくてよいと思わせないよう、この地域であっても希少種であることを踏まえた記述にすべき。	ホトケドジョウ、ヒメタイコウチなどが他の地域と比較して多く生息している重要な地域であると、記述を修正しました。 【本文修正】
第5章 推進の仕組み(3件)		
1.評価と点検		
59	第5章に今後の改訂の方針を加筆すべきである。2014年に行われる第4次国別報告書がまとまり、愛知目標の中間段階での評価がなされる。国は、この中間評価を踏まえて国家戦略を一部改定する。従って、各自治体の地域戦略も中間段階での改定を行う方針を記述する。	「第1章 2.目標」に、毎年点検を行い、必要に応じて順応的に計画の見直しを行うことを記載しています。
2.各主体への展開		
60	「各主体に期待される取組」の一覧表に偏りを感じる。県民は環境教育に参加する、ライフスタイルの見直し、など限られた分野でしか期待されていない印象を受ける。環境政策をになう研究機関や各行政に、環境学習の充実が求められることも有り得る。政策を今回の様なパブリックコメントを含めて決めていくのは県民の役目でもある。表のほぼすべての項目に県民・行政は関心を持っていくべきものとする。	いただいたご意見のとおり、いわゆる生物多様性の主流化を目指しています。ここでは、「各主体に期待される取組」は、特に代表的なものを記載しています。

通番	意見の内容	県の考え方
61	行動の主体の担当の研究者・専門家の使い方が混乱している。	研究者など専門家は、個別の行動計画の主体として記載はしていませんが、広く知見を提供していただくなど、幅広くかかわっていただく必要があることから、第5章 2.各主体への展開において期待される取り組みを記載しています。
資料編(3件)		
1.生物多様性について		
62	資料編の生物多様性の説明は不明確。生物多様性条約第二条の用語で「この条約の適用上、「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と記述されている。「変異性」を的確に説明すべきである。例えば「種とは、“一つのみとまりある個体群で他の個体群と明確に区別できる不連続的変異があつてその形質変異が遺伝的に継承されるもの”をいう。遺伝形質の不連続的変異はもともと連続的に存在したもののうち特定の個体群が失われるか、または突然変異により生じる。変異は環境の変化に対する適応の結果生じるものであり、この延長線上にあるのが「種の分化」である。多くの生物種は、自然環境の変化が起きても生存できるよう、長い年月をかけて絶えず変化してきた。それを支えているのが多様性である。ごく簡単に説明すると、様々な種が存在しているから、突然の気候の変化や自然災害、疫病などが起きても、それらを耐え抜いて生き残る生物種が出てくる。これを支えているのが、遺伝子の多様性である。遺伝子の多様性は、同種の生物の中でも個体の違いとして現れる。これを「種内の多様性」とも呼ぶ。これ以外にも、種と種の間にも違いがある(種間の多様性)。また生態系にも違いがある(生態系の多様性)。そして、それらが互いに影響を与えながら、地球全体として生物の多様性を作り上げている。「生物多様性」とは、微生物など目に見えないものを含み、すべての生き物がそれぞれのレベルで遺伝的な多様性を保持していることを指している。	一般の方に読んでいただくことを想定し、極力わかりやすい記述となるようにしています。説明内容については、「生物多様性国家戦略2012-2020」を参考にしています。
3.あいちの生物多様性の現状と課題		
63	知多半島地図に藻場が表示されているが、国家的事業で開港したセントレアには、海の生物保全のため、アカモクといった海藻を繁殖させ、さらにそのアカモクを使った料理を提供している。セントレア周辺は今では立派な藻場になっているので、セントレアが白地なのはいかかなものか。開発と生態系保全のととても良い事例といえる。	ご意見のとおり、開発における生物多様性への配慮の良い例だと考えます。ただし、図面の縮尺上、対象地の規模(幅10m)は表現が難しいため、このような図となっています。
64	「土地の購入費が生じないように、生物の生息生育空間を確保する仕組みを構築することが望まれます。」とあるが、具体的にどのような仕組みを想定しているのか。	生態系ネットワークに協力する方から土地の提供を受けて実施する旨を記載しました。 【本文修正】

通番	意見の内容	県の考え方
その他(7件)		
65	意見募集対象のボリュームも多く、また、わかりづらいところも多いので、少なくとも尾張、三河の2カ所で県民説明会を実施した上で、意見募集をすべき。県民説明会は県民とともに生物多様性保全の取り組みを進めるよい機会となると考える。	ご指摘の通り、県民と共に生物多様性の取組を進めることが重要であると認識し、戦略では、多様な主体のコラボレーションによって県内の生物多様性保全を進めていくこととしています。この戦略の推進のため、平成25年度には説明会の開催を予定しています。
66	豊田市のラムサール条約登録湿地・今後、活用という意味から地域の方の協力が必要となろう。 A 亀首湿地、御船湿地、タカドヤ湿地はそれぞれ地域で保全管理を行っておられるが、やはり専門家のもとで、行わないと1種類の貴重種にしか目がいかない、偏った管理がされてしまう。現在は地域わくわく活動予算で活動されていると聞く。やはり窓口は一つでありたい。 B 伊勢神湿地はほとんど管理されていないが、これも豊田市足助地区の方に任せることも必要ではないか。 C また豊田市旭地区の旭高原の湿地(管理が行き届いていない)、豊田市小原地区、下山地区、藤岡地区にある多くの素晴らしい湿地等、各地に貴重な生物の生存する湿地があるので、愛知県指定湿地を増やして一つの窓口で管理したい。	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。
67	シデコブシ等自生地の管理 各地で管理されているがまだ十分でなく、今の私たちの時代に天然記念物の指定をしないとわからなくなる。 ● 豊田市〇〇の自生地 現在荒れ、枯れているから、地元で管理団体をつくる。 ● 都市近郊林保全・管理 豊田市〇〇と周辺地区の貴重種自生地 〇〇中学校の周辺、〇〇小学校の〇〇、〇〇湿地などにシデコブシ自生地があるから。(〇〇など) 対策:地域住民に啓発(地元高校生をはじめ児童生徒)。 市指定湿地か国定公園指定、ラムサール湿地登録湿地にいれる。 大きくはユネスコエコパークに登録はどうか。 ● シデコブシの県指定天然記念物	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。
68	現在豊田市には豊田市自然観察の森、矢作川研究所、エコット、エコフルタウンと 小さな環境施設があるが、もっと大きくこれらを含めた自然と人の博物館を今のエコフルタウンの元加茂病院跡か郷土資料館と市史編纂室の跡にできないか。豊田市という世界的な都市にないというのは、生物多様性を維持保全するためにもぜひ必要かと思う。	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。
69	●環境指標として 平成29年度まで 博物館構想80パーセント 県指定湿地50か所 シデコブシ天然記念物指定100パーセント あいちの絶滅危惧種の絶滅度80パーセント あいちの外来生物の駆除 80パーセント	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。

通番	意見の内容	県の考え方
70	環境に関して、温暖化や食育、産業との関わりに触れているが、近年の原発事故に伴う放射能汚染との関わりも、未来の子どもたちの育成のためには盛り込んでいくことを検討して欲しい。放射能汚染(人工放射線)と生態系との関わり、自然環境を学びながら、放射の汚染からどう守っていくのか、望ましいエネルギー政策と暮らしのあり方を見つめ直すにはどうすればよいのかを、COP10時には想定されなかったことだが、これからは考えていって欲しい。	いただいたご意見は、今後の自然環境保全施策の参考とさせていただきます。
71	骨子の生態系ネットワークにおいて在来種による緑地や生物が生息するのに適した水辺をという表現はおかしい。水辺だけが生き物がいるわけでない。	「在来種により成り立つ緑地や水辺など生物の生息生育空間を」という表現にします。 【本文修正】

自然環境の保全と再生のガイドライン(中間とりまとめ案)について

通番	意見の内容	県の考え方
全体について(1件)		
72	表紙、p1における「人と自然の共生」のほか、各所に「人と自然」という並び順での記載が見られるが、「自然と人」が妥当ではないかと考える。このガイドラインも含め、種々策定される計画等、制定される法条例等は人間のためのものではあるが、あくまで人間は自然の一部であり、自然あつての人間であるということを前提にすべきと考えるため。	人と自然の記述順は優先順位を意図したものではありません。生物多様性国家戦略などの表記を参考としています。
1.生態系ネットワークチェックリスト(5件)		
73	豊田自動織機(大府駅東ビオトープ)のビオトープの看板に記載のある、地域固有種の「チタツツジ」の保全とはいかなるものか。	ガイドライン中に掲載しております取組例については、本県における生態系ネットワーク形成を進めていただく上での参考になる事例として紹介させていただいたものです。個別の取組の詳細については、それぞれの取組団体にお問合せいただくようお願いいたします。
74	チェックリストについて、アセスの経路を経ない多くの開発行為にあたって、市民への情報公開、市民参加の機会となるうなしくみとするよう強く求める。チェックリストを最終的に施行終了後に県に提出するとされているが、その際の情報公開はもちろん、計画段階で市民に公表され、市民が意見を届けることができるような機会をぜひ設けてほしい。	チェックリストは事業者や活動者が自らの取組を確認することで、より良い取り組みを増やすことを意図したものです。県に提出いただいたチェックリストについては、集計して県全体での取組の成果として公表する方向で考えています。
75	生態系ネットワークチェックリストを施工後に提出するのはいかにも遅い。75ha以上を除いてすべて対象か。	できるだけ早い段階から、県に相談をしていただくことが重要である旨、ガイドライン中に示しています。また、チェックリストはすべての事業を対象にしています。
76	チェックリストは施行終了後に県に提出することとしているが、終了後では意味がない。事業者等が県に事前相談をする際に使われ、また住民に公開されて住民の意見も受け付けるようにすべき。	チェックリストについては、事前公開はされませんが、「自然環境の保全と再生のガイドライン」にできるだけ早い段階から、県に相談をしていただくことの重要性を示しています。
77	ガイドラインを設けたことは画期的だが、不十分さも感じる。明らかな外来種の移入は避けられたとしても、同種で地域遺伝が異なる植物の植え込みは避けられないと思われる。	生物多様性に配慮した植栽を進めるための一歩として、チェックリストの活用を促すとともに、仕組みの改善をすすめていきます。
2.あいちミティゲーション(1件)		
78	工場立地法の地域準則を制定した場合の大規模行為届出制度における緑地率の緩和については、企業立地に関する地域間競争が激しくなる中、県内への優良企業の誘致に大変有効であると考え。なお、同制度の緩和については、各市町村が緩和した緑地率と同率として、緑地の基準(緑地の質ポイント)についても、企業が取り組みやすい、負担の少ないものとするよう、お願いしたい。	工場立地法の地域準則に基づき市町村が工場立地に係る緑地率の緩和を行った区域においては、開発後の「緑地の質ポイント」を高めていただいた場合に、自然の質の向上分に応じて大規模行為届出制度における緑地率を緩和する予定としています。

通番	意見の内容	県の考え方
3.あいちミティゲーション定量評価手法(3件)		
79	<p>開発事業における緑地の確保について 市街地と山間地ではそこに暮らす人々の「緑地」に対する有難味が全く違う。宅地開発すると従来の緑地の総ポイントの半分を残すよう推奨されるそうだが、荒廃した質の市街地の緑地は手を加えることで緑地の質が上がり残す緑地の面積が少なくて済む仕組みなのに対し、良好な在来種樹林の山間地では緑地の質の向上の余地がないため、敷地の半分を緑地で残す必要が生じ、いたずらに開発区域の総面積を増やすか、多額の経費をかけて開発区域外での代償措置を実施することを求められてしまう。これでは山間地の人口増や産業振興の足かせになって、県内の富裕格差が広がる一方である。</p> <p>緑化資源に乏しい市街地は総ポイントの確保率を厳しくし緑化資源を増やすことを、逆に産業が乏しい山間地では周辺の緑化資源を拝借して確保率が緩和されるような措置を講じて、県内で等しく自然環境保護と産業発展が展開されるよう望む。有り余る緑化資源が過疎化と鳥獣害被害を招き、山間地を疲弊させている現状に目を向けて欲しい。</p>	<p>ポイントの算出については、明確かつ簡易なものを目指しており、基本的に、地域によって基準を変える仕組みにはなっておりません。</p> <p>なお、2年間の試行を通じて、課題を抽出していきます。</p>
80	<p>「本手法で点数化できる事業や活動と点数化できない事業や活動の例」において、点数化できる事業とできない事業の違いがわからない。わかりやすい説明をお願いしたい。</p>	<p>基本的には、植生などの環境が変化する事業や活動は点数化でき、そうでないものは点数化できません。ただし、例外もあるため、個々にご相談ください。</p>
81	<p>あいちミティゲーション定量評価手法はどこを見ればわかるのか。この県民意見の募集に入れるべき。</p>	<p>あいちミティゲーション定量評価手法及び同手法の利用マニュアルについては、4月に公開する予定です。</p>